

A8 基金は一定の要件を満たした場合には、拠出者に返還することができます。

【解説】

1. 基金の返還の要件

基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならないとされています。また、基金の返還に係る債権には、利息を付すことができないとされています。

基金制度を採用した持分の定めのない社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度をして基金の返還をすることができます。

(1) 基金(代替基金を含みます)

(2) 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を受けたことにより増加した貸借対照表上の純資産額

(3) 資本剰余金の価額

これは、基金の返還原資の算定にあたり、原資から差し引く旨を規定したものです。(2)の資産の時価評価による評価益は未実現の利益であり、これを返還原資に含めると法人の債権者を害するおそれがあるため、時価評価により増加した純資産額を控除することとしています。

基金の返還をすることができる時期を、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日としたのは、基金の返還原資となる超過額が、決算にかかる定時社員総会で確定することから時間的限界を設けたものになります。

2. 代替基金の計上

基金制度を採用した持分の定めのない社団医療法人が基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければなりません。なお、計上した代替基金は、取り崩すことはできません。

基金の総額は法人の財産的基礎を形成するものであるから、返還された基金の代わりに代替基金を計上することにより、基金の総額が減少しないようにしています。